# ○笠岡市上下水道事業運営審議会条例

平成１２年９月１４日

条例第６０号

（設置）

第１条　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１４条の規定に基づき，水道事業及び下水道事業の運営について審議するため，笠岡市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は，水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ，次に掲げる事項を調査し，審議する。

(1) 水道事業及び下水道事業の運営及び経営に関すること。

(2) 水道料金及び下水道等の使用料に関すること。

(3) その他管理者が特に必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は，委員１５人以内で組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 各種団体の推薦する者

(2) 識見を有する者

(3) その他管理者が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は，当該諮問に係る審議が終了したとき，その職を解かれるものとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置き，それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は，会長が招集する。ただし，最初に開かれる審議会は，管理者が招集する。

２　会長は，会議の議長となる。

３　審議会は，委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

４　審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところ

による。

（意見の聴取）

第７条　会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は，建設部において行う。

（その他）

第９条　この条例に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関して必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（招集の特例）

２　第６条第１項の規定にかかわらず，最初に開かれる審議会は，市長が招集する。

附　則（平成１２年１２月１２日条例第７６号）

この条例は，平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年５月２２日条例第１５号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２０日条例第２２号）抄

（施行期日）

１　この条例は，平成３０年４月１日から施行する。

（笠岡市上下水道事業運営審議会条例の一部改正に伴う組織及び委員の任期に関する経過措置）

３　第９条の規定の施行前に笠岡市上下水道事業運営審議会条例（以下「旧条例」という。）第３条の規定に基づき委員に委嘱されている者は，当該条例の改正後の笠岡市上下水道事業運営審議会条例第３条に規定する委員として引き続き在任するものとする。この場合において，その任期は，旧条例第４条に規定する残任期間とする。

附　則（令和７年２月２６日条例第１号）

この条例は，令和７年４月１日から施行する。